

鳩山町上熊井農産物直売所指定管理者仕様書

鳩山町上熊井農産物直売所の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、鳩山町上熊井農産物直売所（以下「直売所」と省略。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めるものとする。

2 直売所の管理運営に関する基本的な考え方

直売所を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこととする。

- (1) 鳩山町上熊井農産物直売所条例に掲げる設置目的等に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が安心して農産物等を供給し、住民等が新鮮で安全な農産物等を購入できる場としての管理運営に努めること。
- (3) 北部地域の活性化拠点施設として、直売所の魅力発信につながる新たな事業展開の研究、開発を行うとともに、年間を通じた北部地域への交流人口の増加が図られる取組を行うこと。
- (4) 地域の農産物の利活用の促進が図られる取組を行うこと。
- (5) 地域住民や利用者の意見、要望を運営に反映させること。
- (6) 地域の公共交通機関である町営路線バスの利用促進につながる取組を実施すること。
- (7) 衛生管理に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 個人情報保護を徹底すること。
- (9) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、魅力的な経営を図ること。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

4 施設の概要

- (1) 名 称 鳩山町上熊井農産物直売所
- (2) 所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字熊井 1200 番地 1
- (3) 施設概要

主 な 施 設 内 容	売場 約 200 m ²	陳列台 30 台、木製 3 段棚（切花・花卉）2 台、 冷凍オープン平ショーケース、リーチイン冷蔵 ショーケース 各 1 台、冷蔵オープンショ ーケース、サッカー台 各 4 台、木製陳列棚 1 台
----------------	--------------------------------	--

	加工室 1+包装 1 約 39 m ²	冷凍庫、冷蔵庫 各 1 台、炊飯器、両面キャビネットテーブル 各 2 台、ワークテーブル 3 台、炊飯台車付ワークテーブル、一槽テーブル付シンク、電解水生成装置 ROX、電子レンジ、引出付ワークテーブル、スチームコンベクションオープン、軟水器、ブラストチラー&ショックフリーザー、一槽シンク、ガステーブル、ガスフライヤー、スープレンジ、テーブル型冷蔵庫、二槽水切り付シンク、電解水生成装置 ROX、軟水機、消毒保管庫、キャビネットテーブル、真空包装機、移動テーブル 各 1 台
	加工室 2(製麺加工室)+ 包装 2 約 8 m ²	冷蔵庫、一槽シンク、生地製麺機、製麺機、ワークテーブル 各 1 台
	加工室 3+包装 3 約 17 m ²	炊飯器 1 台、計量器 1 台、半寸胴鍋 2 個、外輪鍋 1 個、冷凍冷蔵庫 2 台、キャビネットテーブル 2 台、ワークテーブル 2 台、移動テーブル 2 台、フードプロセッサ、パンラック、ガステーブル、オープンレンジ、真空包装機、蒸し器 各 1 台
	加工室 4+包装 4 約 36 m ²	半寸胴鍋 2 個、ワークテーブル 3 台、炊飯器、計量器、外輪鍋、フードプロセッサ、蒸し器、冷凍冷蔵庫、オープンレンジ、ガステーブル、ミニベーカーシステム、パンラック、両面キャビネットテーブル、真空包装機、キャビネットテーブル 各 1 台
	イートインスペース 約 30 m ²	木製衝立 2 台、椅子 18 脚、ハイチェア 6 脚、パーティション 4 個、テーブル 3 台、ティードispenser 1 台
	荷捌・検収室、冷凍庫・ 冷蔵庫、食品庫、備品庫 約 40 m ²	プレハブ冷凍冷蔵庫(ウォークイン仕様)1 台、冷凍・冷蔵ユニットクーラー 各 1 台、冷凍・冷蔵コンデンスユニット 各 1 台、シェルフ 7 台
	作業員控室 約 24 m ²	更衣室、トイレ、洗面台、更衣ロッカー(3 人用)2 台、テーブル、長椅子 各 1 台
	事務室 約 24 m ²	湯沸室、更衣室、事務机 2 台、事務椅子 2 脚、更衣ロッカー(3 人用)1 台
建物概要	敷地面積	8, 297. 02 m ²
	構造	鉄骨造、平屋建て
	延べ床面積	518. 40 m ²
その他	駐車場	普通自動車 約 60 台 (車いすスペース 2 台含む)
	多目的広場 (芝生)	約 360 m ²
	芝生広場	約 700 m ²
	バスロータリー	約 900 m ²
	バス乗務員休憩所	1 棟

5 開館時間及び休館日

直売所の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- (1) 開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 休館日は、毎週月曜日及び 12 月 31 日から翌年 1 月 4 日までとする。ただし、月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

6 法令等の遵守

直売所の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次の法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 鳩山町上熊井農産物等直売所条例
- (3) 鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則
- (4) 鳩山町個人情報保護条例
- (5) その他関係法令

※指定管理期間中に(1)から(4)に掲げる法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

7 管理執行体制

(1) 人員の配置

職名	勤務形態	職務内容
管理責任者	常勤	直売所の統括
事務職員	常勤	直売所の一般事務
作業職員	非常勤可	農産物等の販売、清掃、簡易修繕

- (2) 直売所に、資格を有する防火管理者を配置すること。
- (3) 直売所において、食品衛生法、同法施行令及び埼玉県食品衛生法施行条例により、食品衛生管理者・食品衛生責任者の配置が必要な業務を行う場合にあっては、当該資格を有するものを配置すること。
- (4) 指定管理者による運営開始までに町と協議のうえ、その他必要な手続及び許認可を受けること。

8 業務内容

(1) 直売所の使用の許可等に関する業務

①使用の許可等に関すること

ア 委託販売及び受託販売に関する使用許可または使用の制限を行うこと。

イ 加工室及び保管庫の使用許可または使用の制限を行うこと。

ウ 屋外施設の使用許可または使用の制限を行うこと。

②販売業務に関すること

ア 使用者が貼り付けるバーコードラベルの発行を行うこと。

イ 使用者が自ら行う納品及び陳列に対し、指示または指導を行うこと。

(2) 直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務

①日々の開館及び閉館等に関すること

ア 各ドアの開閉確認を行うこと。

イ 警備機器の解除・設定確認を行うこと。

ウ ガスの元栓、水道水栓等の開閉確認を行うこと。

エ 電気・設備機器の入切確認を行うこと。

オ 直売所内外の設備、備品等の点検確認を行うこと。

カ 駐車場の管理を行うこと。

②施設の設備、機械器具の維持管理に関すること

ア 以下の設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、空調設備、冷蔵冷凍設備、照明器具、建物警備、消防設備、浄化槽、
動力機器、給水設備、調理加工設備、小破修繕

※保守点検等業務に係る詳細は別表 1 のとおり

イ 直売所の改築及び修繕等は、別表 2「施設の改築及び修繕等の実施区分」
に定める負担区分により実施すること。

③環境管理に関すること

ア 定期的な清掃及び整理整頓を行うこと。

イ 直売所内の良好な環境の維持に努めること。

ウ 鳩山町環境保全条例の遵守すること。

④職員の配置等に関すること

ア 勤務形態は、施設の運営に支障のないよう定めること。

イ 職員は、勤務中名札を着用すること。

ウ 管理運営に係る全職員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働
基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令を遵守すること。

エ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

(3) 利用料金の徴収に関する業務

①利用料金の徴収に関すること

ア 使用料及び手数料の徴収、減免、還付等を行うこと。

イ 領収書等を発行すること。

ウ その他利用料の徴収に関し必要なことは、関係法令等を遵守し適切に対応
すること。

(4) その他町長が必要と認める業務

①危機管理に関すること

- ア 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破損等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心がけること。
- イ 緊急時又は災害時の対応を明確にすること。
- ウ 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

②地域特産品の開発等に関すること

- ア 農産物等に付加価値を付けた特産品の開発に努めること。
- イ ふるさと納税返礼品の開発に努めること。
- ウ 町のふるさと納税返礼品事業に対し、積極的に協力すること。

③町民及び来訪者の交流の促進に関すること

- ア 地域活動及び町が行う事業に積極的に協力すること。
- イ 自主事業等における地域住民との協働に積極的に取り組むこと。

④町営路線バスに関すること。

- ア 町営路線バスの利用率向上に向けた事業の開催等の取組みを積極的に提案または実施すること。

⑤町への報告等に関すること

- ア 毎月の利用人数、利用料金収入及び修繕状況等について、翌月 10 日までに報告すること。
- イ 年間の事業報告書（収支状況等）は、会計年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）終了後、町に提出すること。
- ウ 利用者及び施設に関する事故等が発生した時又は苦情等があったときは、直ちに町へ報告すること。

⑥その他

- ア 個人情報取扱事業者の義務等に関する安全管理措置の体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

9 管理業務に係る経費等

(1) 利用料金

指定管理者は、利用料金について、鳩山町上熊井農産物直売所条例（以下「条例」という。）の別表に定める額の範囲内で設定し、事前に町長の承認を得るものとする。

(2) 自主事業

指定管理者は、直売所の設置目的の範囲内（条例に規定する業務の範囲内）であらかじめ町の承認を得たうえで、自主事業として事業を実施することができる。その場合において、指定管理者が費用を負担して実施するものとする。

なお、自主事業の内容は、前記「2 直売所の管理運営に関する基本的な考え方」に沿ったものであり、かつ、利用者のニーズが反映されたものでなければならない。

(3) 経費等

①指定管理者は、直売所の管理に要する経費を町が管理代行料として支払う指定管理料、利用料金収入及び自主事業を実施して得た収入（事業収益）により賄うこととする。

②年度協定により毎年度定める指定管理料は、当該年度における管理運営に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、増額又は減額はしないものとする。ただし、指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、町と指定管理者で協議の上、決定する。

(4) 指定管理料の支払

会計年度ごとに毎年度の予算の範囲内で支払うこととし、支払時期及び支払方法については、協定書で定める。

(5) 施設の修繕等に係る経費

1 件当たり 20 万円以下の修繕については指定管理者が実施し、それ以外は町が実施することとする。

また、指定管理者は建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、設備の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、あらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。

なお、詳細については、別表 2「施設の改築及び修繕等の実施区分」による。

(6) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

10 物品の帰属等

(1) 町の所有に属する物品は、原則として別表 3「鳩山町上熊井農産物直売所備品一覧」とする。

(2) 町が、指定管理者に対して負担する委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は町の所有に属するものとする。ただし、この場合は事前に指定管理者と協議するものとする。

(3) 指定管理者は、町の所有に属する物品については、関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者はこれらの例規に定められた物品管理簿を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動については、町の承諾を得るものとする。定期的に町へ報告しなければならない。

11 立入検査

町は必要に応じて、各種帳簿の提出を求めるとともに、施設、物品等の現地調査を行うことができるものとする。

12 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は、この仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、町と協議し決定する。

13 管理業務を実施するに当たっての注意事項

管理業務を実施するに当たっては、次の各事項に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定に団体等に有利あるいは不利になる運営は行わないこと。
- (2) 町内にある他の町民利用施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が直売所の管理運営に係る各種規定、要項等を作成、変更する場合は、町と協議を行うこと。
- (4) 各種規定等がない場合は、町の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) 指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ町の承諾を得るものとする。この場合、町内に本社を有する業者を優先するよう努めること。
- (6) 事業系一般廃棄物については、指定管理者において適正に処理すること。
- (7) 上熊井農産物直売所出荷者協議会の設立趣旨を尊重し、同協議会と協調のうえ、直売所の運営を行うこと。また、同協議会の活動にあたっては、必要に応じて、支援または助言を行うこと。

14 指定管理者と町の役割分担

項 目	指定管理者	町
施設（設備、備品を含む）の保守点検	○	
施設の維持管理（清掃等含む）	○	
植栽・芝生管理		○
施設の修繕（改修や修繕等の具体的な実施区分については、別表 2「施設の改築及び修繕等の実施区分」による）	○	○
労働安全衛生管理	○	
農産物等出荷者の募集	○ （町、指定管理者が協働で実施）	○ （町、指定管理者が協働で実施）
広報活動	○ （町、指定管理者が協働で実施）	○ （町、指定管理者が協働で実施）
施設利用者及び近隣住民からの意見や苦情等への対応	○	

施設における事故や火災等による施設 損傷への対応 ※1	○ (応急的な対応の義務 及び指定管理者の責め に帰す場合の対応)	○
施設利用者の被災に対する責任 ※1	○ (応急的な対応の義務 及び指定管理者の責め に帰す場合の対応)	○
火災保険への加入		○
施設賠償保険への加入	○	
備品管理 ※2	○	
包括的な管理責任		○

※1 指定管理者は、利用者に対する第一義的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに町に報告する義務を負うものとする。

※2 指定管理者に貸し付ける備品、別紙 3「鳩山町上熊井農産物直売所備品一覧」については、町の所有とする。

別表 1

鳩山町上熊井農産物直売所管理保守点検業務

施設に関する管理保守点検業務			
項 目	必要管理項目	頻 度	備 考
清掃業務	日常清掃	毎開館日	
冷暖房設備保守点検業務	日常保守点検	①毎開館日使用時に動作確認 ②簡易点検 3ヵ月に1回	②フロン排出抑制法
冷凍冷蔵庫保守点検業務	日常点検	①毎開館日に目視による動作確認 ②簡易点検 3ヵ月に1回	②フロン排出抑制法
照明器具保守点検業務	日常保守点検	毎開館日に目視による動作確認	
動力機器点検業務	日常点検	毎開館日に目視による動作確認	
自動ドア保守点検業務	定期点検	年2回	
建物警備業務	盗難、火災等	盗難 機械警備解除時間 以外のすべて 火災 終日	
浄化槽保守点検・清掃業務	法定検査、清掃	①11条検査 年1回 ②清掃業務 適期に実施 ③保守点検 適期に実施	浄化槽法
消防設備保守点検業務	消火器具 自動火災報知設備 誘導灯	①機器点検 6ヵ月に1回 ②総合点検 年1回	消防法
小破修繕業務	施設の修繕	必要に応じて随時	
調理用施設害虫駆除業務	日常管理	必要に応じて随時	
その他備品	日常点検	使用時の動作確認	

別表 2

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			指定 管理者	町	
建物	改築、改装	いわゆる 「模様替え」	○		指定管理者は改築等した部分の権利を将来にわたって主張しないことが条件
	1 件当たり 10 万円以下の修繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物	新設等		—		構築物の新設等は考えていないが、必要があれば指定管理者と町で協議する。
	1 件当たり 10 万円を超える修繕			○	
	1 件当たり 10 万円以下の修繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
設備	新設等		—		加工室の設備（備品を含む）は指定管理者と町で協議するものとし、その他設備は、構築物の考え方と同様とする。
	1 件当たり 10 万円を超える修繕			○	
	1 件当たり 10 万円以下の修繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
備品	購入		○		指定管理者が指定管理料により購入したものは、指定管理者のものとする。
	1 件当たり 10 万円を超える修繕			○	町有備品に限る。
	1 件当たり 10 万円以下の修繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。

＊基本的な考え方

原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な維持補修は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は町が実施する。

なお、指定管理者は建物の改築・改装又は修繕、構築物の新設等又は修繕、設備の新設等又は修繕及び備品の購入及び廃棄に当たっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。

別表 3

鳩山町上熊井農産物直売所備品一覧

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

No	品名	型式・規格	数量	備考
<冷凍庫、冷蔵庫（ウォークイン）>				
1	シェルフ	N-TES-15-4618C W1818×D460×H1625	4	冷凍庫内 2 冷蔵庫内 2
<食品庫>				
2	シェルフ	N-TES-19-6118C W1818×D610×H1930	1	
3	シェルフ	N-TES-19-6112C W1209×D610×H1930	2	
<加工室（1）>				
4	冷凍庫	W1200×D800×H1910	1	
5	冷蔵庫	W1200×D800×H1910	1	
6	炊飯器	W506×D470×H449	2	
7	炊飯台車付ワークテーブル	W1250×D600×H800	1	
8	電解水生成装置 WOX	W285×D145×H335	1	
9	電子レンジ	W510×D360×H306	1	
10	引出付ワークテーブル	W900×D600×H800	1	
11	ワークテーブル	W270×D750×H800	1	
12	スチームコンベクションオーブン	W750×D560×H685	1	
13	軟水器	W150×D123×H495	1	
14	ブラストチラー&ショックフリーザー	W1200×D750×H800	1	
15	ガステーブル	W1500×D600×H800	1	
16	ガスフライヤー	W450×D598×H800	1	
17	ワークテーブル	W600×D600×H800	1	
18	スープレンジ	W600×D600×H450	1	
19	テーブル形冷蔵庫	W1500×D900×H800	1	
20	ワークテーブル	W900×D600×H800	1	
21	両面キャビネットテーブル	W1050×D900×H800	2	
22	電解水生成装置 ROX	W350×D174×H340	1	
23	軟水機	W225×D360×H460	1	
24	消毒保管庫	W540×D550×H1600	1	
25	キャビネットテーブル	W1200×D600×H800	1	
26	真空包装機	W420×D565×H325	1	
27	移動テーブル	W450×D600×H500	1	
<加工室（2）>				
28	冷蔵庫	W625×D800×H1910	1	
29	生地製造機	W700×D459×H880	1	
30	製麺機	W650×D900×H1125	1	
31	ワークテーブル	W600×D600×H800	1	
<加工室（3）>				
32	炊飯器	W360×D426×H350	1	
33	計量器	W170×D220×H62	1	
34	半寸胴鍋	内径 42cm 深さ 27cm	2	
35	半寸胴鍋	内径 39cm 深さ 24cm	1	

36	外輪鍋	内径 33cm 深さ 11cm	1	
37	フードプロセッサー	W310×D265×H485	1	
38	冷凍冷蔵庫	W1200×D800×H1910	1	
39	パンラック	W750×D750×H1800	1	
40	ガステーブル	W1200×D750×H800	1	
41	キャビネットテーブル	W1650×D750×H800	1	
42	移動テーブル	W600×D600×H800	1	
43	ワークテーブル	W1800×D750×H800	1	
44	オーブンレンジ	W498×D399×H396	1	
45	冷凍冷蔵庫	W900×D800×H1910	1	
46	真空包装機	W418×D641×H468	1	
47	キャビネットテーブル	W600×D600×H650	1	
48	ワークテーブル	W800×D600×H800	1	
49	移動テーブル	W1500×D900×H800	2	
50	蒸し器	W660×D720×H800	1	
<加工室(4)>				
51	炊飯器	W360×D426×H350	1	
52	計量器	W170×D220×H62	1	
53	半寸胴鍋	内径 42cm 深さ 27cm	1	
54	半寸胴鍋	内径 39cm 深さ 24cm	1	
55	外輪鍋	内径 33cm 深さ 11cm	1	
56	フードプロセッサー	W310×D265×H485	1	
57	蒸器	内寸 29cm 深さ 11.5cm×3 段	1	
58	冷凍冷蔵庫	W750×D650×H1910	1	
59	オーブンレンジ	W498×D399×H396	1	
60	ワークテーブル	W980×D750×H800	1	
61	ガステーブル	W900×D750×H800	1	
62	ワークテーブル	W450×D750×H800	1	
63	ミニベーカーシステム	W588×D748×H1688	1	
64	パンラック	W600×D750×H1800	1	
65	両面キャビネットテーブル	W600×D600×H800	1	
66	真空包装機	W418×D641×H468	1	
67	ワークテーブル	W450×D600×H650	1	
68	キャビネットテーブル	W600×D600×H800	1	
<売場>				
69	陳列台	W1800×D900×H700	22	
70	陳列台	W900×D900×H700	5	
71	陳列台	W900×D900×H700	1	柱部切込み
72	陳列台	W900×D600×H700	1	
73	木製 3 段棚 (切花・花卉)	W1800×D900×H750	2	
74	冷凍オープン平ショーケース	SIMC-65PGFSAX W1800×D900×H850	1	
75	リーチイン冷蔵ショーケース	RSC-120D-2 W1200×D650×H1880	1	
76	冷蔵オープンショーケース	RSD-S6FZ5J W1740×D600×H1900	1	
77	冷蔵オープンショーケース	RSD-S4TFZ5J W1190×D600×H1900	1	
78	サッカー台 (くず入れ付)	W1200×D600×H700	4	
79	木製陳列棚	W1500×D450×H1500	1	
<イトインコーナー>				

80	木製衝立	W1200×D450×H1800	2	
81	ティードispenser	PTE-100H2WA1-C-BK W450×D527×H1465	1	
82	ランチテーブル	W2100 D1100 H720	1	
83	椅子	W440 D515 SH430 H810	6	
84	ハイチェア	W460 D545 SH740 H1065	6	
85	パーティション	W1180 H1800	4	
86	テーブル	W75×D150×H70	3	
87	椅子	W40×D42×H72	12	
<作業員控室>				
88	テーブル	W1200 D600 H450	1	
89	長椅子	W1500 D600 SH380 H640	1	
90	更衣ロッカー	W900 D515 H1790 3人用	2	
<事務室>				
91	木製ラック	WR-018EB W553×D615×H914	1	業務放送ワゴン
92	通気パネル 1U	PF-013B W483×D10×H44	1	
93	卓上アンプ 60W 5局	TA-2060 W420×D270×H148	1	
94	CD/SD/USB プレーヤー	CD-100SU W482×D211×H44	1	
95	ブランクパネル 3U	BK-033B W483×D10×H133	1	
96	ブランクパネル 2U	BK-023B W483×D10×H88.5	1	
97	主電源パネル	PD-150 W483×D240×H44	1	
98	卓上マイク リモート機能付	PM-660D W100×D150×H212	1	
99	事務机	W1200 D700 H700 片袖机	2	
100	事務椅子	W572 D550 H740～830(外寸) 肘付	2	
101	更衣ロッカー	W900 D515 H1790 3人用	1	

< 参考資料 1 >

鳩山町上熊井農産物直売所設備概要

* 施設規模 直売所:構造 鉄骨造 平屋建て 延床面積 518.40 m²

休憩所:構造 軽量鉄骨造 平屋建て 延床面積 20.70 m²

* 電力:低圧電力 41kW 高圧電力 従量電灯 C 45kVA、水道:メーター径 40mm、ガス:LPG

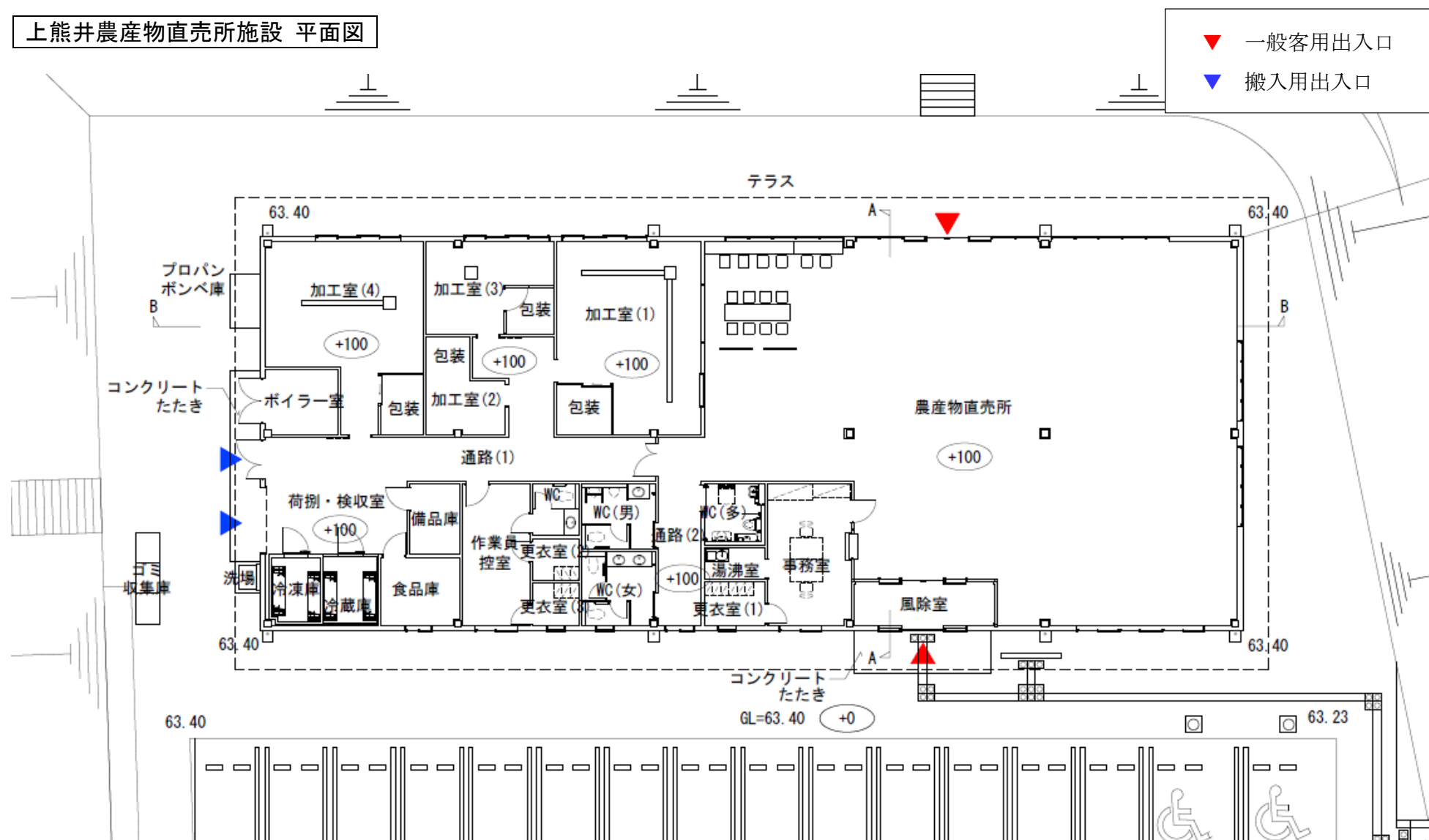
* 浄化槽:処理方式 膜分離活性汚泥方式 流入水質 BOD200mg/L 放流水質 BOD10mg/L

鳩山町上熊井農産物直売所管理運営事業収支決算書[直近 3 ヶ年の実績値]

[単位:千円]

区分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
収入合計 (A)	51,890		74,455		73,975	
1 利用料	4,870	・ 利用料収入	5,275	・ 利用料収入	4,705	・ 利用料収入
2 管理代行料	23,000	・ 町管理代行料	23,000	・ 町管理代行料	24,700	・ 町管理代行料
3 雑収入	24,020	・ 自主事業収入 他	46,180	・ 自主事業収入 他	44,570	・ 自主事業収入 他
支出合計 (B)	52,320		75,617		73,197	
1 人件費	21,594	・ 職員給与、福利厚生費	25,354	・ 職員給与、福利厚生費	25,765	・ 職員給与、福利厚生費
2 管理経費	8,629	・ 消耗品費等 1,834 ・ 印刷製本費 962 ・ 光熱水費 3,936 ・ 修繕費 25 ・ 通信運搬費 466 ・ 管理業務費 881 ・ その他 525	10,362	・ 消耗品費等 655 ・ 印刷製本費 341 ・ 光熱水費 3,683 ・ 修繕費 0 ・ 通信運搬費 2,536 ・ 管理業務費 1,440 ・ その他 1,707	13,514	・ 消耗品費等 1,431 ・ 印刷製本費 622 ・ 光熱水費 4,272 ・ 修繕費 0 ・ 通信運搬費 2,584 ・ 管理業務費 3,638 ・ その他 967
3 その他	22,067	・ 自主事業経費 17,677 ・ 賃借料 861 ・ 車両費 237 ・ リース料 1,549 ・ 消費税等 1,743	39,901	・ 自主事業経費 35,169 ・ 賃借料 523 ・ 車両費 370 ・ リース料 1,941 ・ 消費税等 1,898	33,918	・ 自主事業経費 29,494 ・ 賃借料 42 ・ 車両費 217 ・ リース料 2,288 ・ 消費税等 1,877
収支合計 (A)－(B)	△400		△1,162		778	

上熊井農産物直売所施設 平面図



上熊井農産物直売所施設 室求積図

■居室・室

